

改 正 案	現 行
<u>準耐火構造</u>の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める基準 昭和四十四年七月三日 建設省告示第三千百八十三号 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第<u>百二十九条の二</u>の五第一項第七号<u>ロ</u>の規定に基づき、同令第百十二条第十五項の<u>準耐火構造</u>等の防火区画、第百十三条第一項の防火壁、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を当該管の用途、材質その他の事項に応じて次のように定める。 一 給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）は、準不燃材料、難燃材料又は硬質塩化ビニルで造られていること。 二 給水管等の<u>外径</u>は、別表二に掲げる呼称寸法に応じた寸法とし、呼称寸法はその用途、おおいの有無及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の防火性能若しくは耐火性能に応じて、それぞれ別表一に掲げる寸法以下であること。 三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。 別表一	<u>耐火構造</u>の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管で防火上支障がないと認める基準 昭和四十四年七月三日 建設省告示第三千百八十三号 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第<u>百二十九条の二</u>の二第一項第七号<u>ただし書</u>の規定に基づき、同令第百十二条第十五項の<u>耐火構造</u>等の防火区画、第百十三条第一項の防火壁、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁を貫通する給水管、配電管その他の管で防火上支障がないと認める基準を次のように定める。 一 給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）は、準不燃材料、難燃材料又は硬質塩化ビニルで造られていること。 二 給水管等の<u>太さ</u>は、その用途、おおいの有無及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の防火性能若しくは耐火性能に応じて、それぞれ別表一及び<u>二</u>に掲げる寸法以下であること。 三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。 別表一

給水管等の用途	おおいの有無	給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分			
		防火構造	三十分耐火構造	一時間耐火構造	二時間耐火構造
配電管		八十二ミリメートル	八十二ミリメートル	八十二ミリメートル	八十二ミリメートル
給水管		百ミリメートル	百ミリメートル	百ミリメートル	七十五ミリメートル
排水管及び排水管に附属する通気管	おおいのない場合	百ミリメートル	百ミリメートル	七十五ミリメートル	五十ミリメートル
	厚さ〇・五ミリメートル以上の鉄板でおおわれている場合	百二十五ミリメートル	百二十五ミリメートル	百ミリメートル	七十五ミリメートル

- 一 この表において、三十分耐火構造、一時間耐火構造及び二時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ三十分、一時間及び二時間耐える性能を有する構造をいう。
- 二 この表による寸法は、呼称寸法をいい、その外径及び肉厚は別表二に示すところとする。
- 三 給水管等が貫通する令第百十二条第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これに類するものは、三十分耐火構造とみなす。

給水管等の用途	おおいの有無	給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分			
		防火構造	三十分耐火構造	一時間耐火構造	二時間耐火構造
配電管		八十二ミリメートル	八十二ミリメートル	八十二ミリメートル	八十二ミリメートル
給水管		百ミリメートル	百ミリメートル	百ミリメートル	七十五ミリメートル
排水管及び排水管に附属する通気管	おおいのない場合	百ミリメートル	百ミリメートル	七十五ミリメートル	五十ミリメートル
	厚さ〇・五ミリメートル以上の鉄板でおおわれている場合	百二十五ミリメートル	百二十五ミリメートル	百ミリメートル	七十五ミリメートル

- 一 この表において、三十分耐火構造、一時間耐火構造及び二時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ三十分、一時間及び二時間耐える性能を有する構造をいう。
- 二 この表による寸法は、呼称寸法をいい、その外径及び肉厚は別表二に示すところとする。
- 三 給水管等が貫通する令第百十二条第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これに類するものは、三十分耐火構造とみなす。

別表二

給水管等の用途	呼称寸法	外径	肉厚
配電管	八十二ミリメートル	八十九ミリメートル以下	五．五ミリメートル以上
給水管・排水管 及び排水管に附属する通気管	百二十五ミリメートル	百四十ミリメートル以下	七．〇ミリメートル以上
	百ミリメートル	百十四ミリメートル以下	六．六ミリメートル以上
	七十五ミリメートル	八十九ミリメートル以下	五．五ミリメートル以上
	五十ミリメートル	十ミリメートル以下	四．一ミリメートル以上

附 則

この告示は、平成○年○月○日から施行する。

別表二

給水管等の用途	呼称寸法	外径	肉厚
配電管	八十二ミリメートル	八十九ミリメートル以下	五．五ミリメートル以上
給水管・排水管 及び排水管に附属する通気管	百二十五ミリメートル	百四十ミリメートル以下	七．〇ミリメートル以上
	百ミリメートル	百十四ミリメートル以下	六．六ミリメートル以上
	七十五ミリメートル	八十九ミリメートル以下	五．五ミリメートル以上
	五十ミリメートル	十ミリメートル以下	四．一ミリメートル以上